

浄化槽管理士に対する研修の実施機関の指定等に関する要領

(令和2年11月30日建設局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年仙台市規則第35号。以下「規則」という。)第11条第1項の規定による研修(以下「管理士研修」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、仙台市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年仙台市条例第25号)及び規則において使用する用語の例による。

(管理士研修の実施機関)

第3条 市長は、管理士研修を実施する機関(以下「実施機関」という。)として指定を受けようとする者を、その申請により、実施機関として指定することができる。

2 前項の申請を行う者は、申請書に管理士研修に係る事業計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定において、管理士研修の適正かつ確実な実施に必要な条件を付すことができる。

(指定の基準)

第4条 市長は、前条第1項の規定によりなされた申請が次に掲げる事項をいずれも満たしているときは、当該申請をした者を実施機関として指定する。

一 申請者が、宮城県の区域における指定検査機関又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人であり、第6条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者であること。

二 申請者が、当該申請をした日から起算して過去2年以内に、第11条の規定により指定を取り消されていない者であること。

(事業計画等の変更)

第5条 実施機関は、第3条第2項の規定により提出した事業計画書その他の書類に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(管理士研修業務)

第6条 実施機関は、次に掲げる業務(以下「管理士研修業務」という。)を行うものとする。

一 管理士研修(地域の実情に応じて研修すべき内容を含む。)を開催すること

二 管理士研修を修了した者へ修了証明書を交付すること

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

(管理士研修業務の休廃止)

第7条 実施機関は、管理士研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(個人情報の適正な取扱い)

第8条 実施機関は、管理士研修業務を実施するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(修了証明書等)

第9条 実施機関は、管理士研修を修了した者に、次に掲げる事項を記載した修了証明書を交付するものとする。

一 修了年月日

二 修了者の氏名

三 修了者の生年月日

四 浄化槽管理士免状番号

五 その他必要な事項

2 実施機関は、前項各号に掲げる事項について記載した帳簿を毎年度末までに備え、備えた年度の翌年度から起算して5年を経過する日までの間保存しなければならない。

3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項に規定する帳簿の記載に代えることができる。

(実績報告)

第10条 実施機関は、毎年度の4月末日までに、前年度の管理士研修に関する次に掲げる事項について記載した実績報告書を、市長に提出するものとする。ただし、第7条の規定による届出がなされている場合の実績報告は、市長と実施機関が協議して定める。

一 管理士研修の内容及び時間数

二 講師の所属先（個人にあっては氏名）

三 開催場所及び開催回数

四 開催場所毎の受講者数、修了証明書を交付した受講者の氏名及び浄化槽管理士免状番号

(指定の取消し)

第11条 市長は、実施機関が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第3条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第4条第1号に掲げる事項を満たさなくなったとき

二 指定に関し不正の行為があったとき

三 第7条の規定により、管理士研修業務の全部を廃止する届出がなされたとき

(告示)

第12条 市長は、実施機関について、第3条第1項の規定による指定をしたとき又は前条の規定により指定を取り消したときは、その旨を速やかに告示するものとする。

(他の都道府県等の研修の取扱い)

第13条 管理士研修を受講すべき浄化槽管理士が他の都道府県等において類似の研修を受けている場合であって、その内容が規則第11条第1項各号に掲げる事項を満たしていると認められるときは、当該研修を修了したことをもって、管理士研修を修了したものとみなす。

2 市長は、前項の規定により管理士研修を修了したものとみなした者に対し、地域の実情に応じて研修すべき内容を記載した資料を配布するものとする。

(実施細目)

第14条 この要領の実施に関し必要な事項は、建設局下水道事業部長が定める。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から実施する。